

## 浦安市における特別養護老人ホーム入所に関する指針

### 1 目的

この指針は、浦安市内に住所を有する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関わる基準を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保し、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 入所判定対象者

本指針による入所判定の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第3項による入所の申込みのあった者（以下「入所申込者」という。）のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

### 3 入所申込み

入所の申込みは、「特別養護老人ホーム入所申込書」（様式1）によることとする。

### 4 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定（要介護1又は2の入所申込者が特例入所の要件に該当するか否かの判断を含む）に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「入所検討委員会」という。）を設置し、要介護3から要介護5までの者及び居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の入所判定対象者の入所の決定を行うものとする。
- (2) 入所検討委員会は、施設長に生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の専門職を加えた複数で構成し、第三者を加えることが望ましいものとする。
- (3) 入所検討委員会は、必要に応じ施設長が招集し、開催する。

- (4) 入所検討委員会は、審議の内容を記録し、これを2年間保存するものとする。

## 5 特例入所の要件

施設は、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮するものとする。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、
- (2) 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家庭等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

## 6 特例入所の手続き

- (1) 施設は、入所検討委員会において特例入所の判断を行うに当たっては、入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に対し、「特例入所に係る意見照会」（様式2）により、その意見を求めることができるものとする。
- (2) 保険者市町村は、(1)により施設から意見を求められた場合、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容等も踏まえ、施設に対し「特例入所に係る意見書」（様式3）を交付するものとする。なお、施設との調整により当該意見書の交付に代えて、保険者市町村職員が施設の入所検討委員会に出席し、意見を表明することができるものとする。
- (3) 施設は、要介護1又は2の入所申込者が特例入所の要件に該当するものと判断された後も、入所検討委員会において、当該入所申込者に関し、必

要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、「特例入所に係る意見照会」（様式2）により、改めて保険者市町村に意見を求めることができる。この場合、保険者市町村は施設に対し「特例入所に係る意見書」（様式3）を交付するものとする。

- (4) 保険者市町村は、施設に対し特例入所に関する情報を必要に応じて求めることができるものとし、求められた施設は保険者市町村に対し、当該情報を提供するものとする。

## 7 入所待機順位の決定の方法

入所待機順位の決定は、第3項にある申請書に記載の要介護度、認知症高齢者の行動・心理症状、在宅介護の困難性及び特別な事由を浦安市における特別養護老人ホーム入所者選定基準（別表1）及び基準の定義（別表2）により算定した点数と、入所検討委員会の審議により順位を決定する。

なお、合計点数が同点の場合は、申込み順、浦安市在住期間等を総合的に勘案して施設が順位を決定する。

## 8 入所者の決定

施設は、第7項により決定した入所待機順位に基づき、入所者の決定を行うものとする。ただし、施設の専門性及び男女別構成等により、入所予定者に対し適切な指定介護老人福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について、本人及び家族に対し、十分な説明を行い、同意を得るものとする。

## 9 特別な理由による入所

次に掲げる場合には、入所検討委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。ただし、要介護1又は2の者にあつては第5項の(1)から(4)で示す事情を考慮し、入所を決定するものとする。

- (1) 老人福祉法に定める措置委託による場合
- (2) 災害等により入所検討委員会を招集する余裕がないとき
- (3) 介護者の介護放棄、介護者の緊急入院等の非常の場合

## 10 その他の取り扱い

- (1) 入所一時辞退者については、その内容により順位を考慮できるものとする。
- (2) 入所待機順位の見直しは、原則として1年に1回とし、申込者は「特別養護老人ホーム入所申込書」（様式1）を提出することとする。また、その他、必要などきに応じて行うものとする。
- (3) 対象者の状況に変更が生じた際は、「特別養護老人ホーム入所申込に係る変更届」（様式4）を提出することができるものとし、施設は当該変更内容に基づき改めて入所検討委員会において審議し、その待機順位を決定することとする。
- (4) 入所申込みを辞退する際は、「特別養護老人ホーム入所申込辞退届」（様式5）を提出することができる。
- (5) 施設は、入所検討に係る委員の守秘義務について、特に留意するものとする。
- (6) 平成27年3月31日時点で入所している要介護1又は2の者については、継続した入所を可能とする。

また、平成27年4月1日以降に入所した者が要介護1又は2に変更になった場合には退所となるが、特例入所の要件に該当すると認められる場合には継続入所が可能とする。

## 11 適正運用

施設は、この指針を参考に地域の実情等を反映した入所に係る規程を定め、適正な運営実施を行うものとする。また、必要が生じた場合、所要の見直しを行うものとする。

### 附則

この指針は平成27年4月1日から適用する。

### 附則

この指針は平成28年4月1日から適用する。

## 附則

この指針は平成30年4月1日から適用する。